

放課後等デイサービス事業所 御中
児童発達支援事業所 御中

江東区障害福祉部障害者施策課長
江東区障害福祉部障害者支援課長

緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所における対応について

標記の件については、すでに東京都を通じて国や都の通知が各事業所に送付されているところですが、江東区においては下記のとおり対応をいたしますので、ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、令和2年3月24日付31江福施第1685号「新型コロナウイルス感染症にかかる施設の対応について(4月1日以降の対応)」にて通知をいたしました、各施設において行事等の延期・中止を検討いただく期間については、令和2年5月6日まで延長いたしますので、各施設において適切に対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 放課後等デイサービスについて

(1) 厚生労働省および東京都からの通知を踏まえ、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の通所を控えるようお願いし、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施するようお願いいたします。

ただし、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な家庭の児童生徒については、通所サービスを提供するようお願いいたします。

(2) なお、利用者の自宅等において、以下と同程度以上の対応を行った場合には、区として報酬の算定を認めます。

① 支援内容

- ・ 自宅で問題が生じてないか本人や家族の状況等を電話で確認する
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今後スムーズに通所を再開できるようなサポート
- ・ 確認は、原則としてサービス開始時と終了時などを1日2回以上行う
(LINE、メールなど、文字情報による聞き取りのみは原則不可)

② 記録作業 (東京都から送付されている様式を使用すること)

- ・日時、確認者（職員）、対応者（本人・家族等）
 - ・本人の健康状態、体温、体調の変化
 - ・家族の健康状態等
 - ・本人の過ごし方に対するアドバイスや保護者からの相談への対応
 - ・その他、必要と思われる事項など
- (3) 報酬の算定等にあたっては、「新型コロナウイルス感染防止のための都立学校等の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について（通知）」（令和2年4月3日付東京都福祉保健局障害施策推進部障害児・療育担当課長事務連絡）を参照してください。
- (4) その他
- ・報酬の算定をする場合は、保護者に費用負担が生じる旨の説明を行うこと
 - ・記録は後日、保護者に説明し確認を得た上で署名または捺印をもらうこと
 - ・記録は基本報酬の算定の根拠となるため、区が提出を求めることがある
 - ・支給量の変更が必要な場合は、事前に障害者支援課 在宅生活相談係に相談をすること

2 児童発達支援について

上記1を準用する。

【参考】

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所について」（令和2年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「新型コロナウイルス感染防止のための都立学校等の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について（通知）」（令和2年4月3日付東京都福祉保健局障害施策推進部障害児・療育担当課長事務連絡）

「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について」（令和2年4月10日付2福保障施第147号）

【問い合わせ先】江東区障害福祉部障害者支援課

（請求に関すること）支援調整係 03-3647-9507

（支援や記録等に関すること）在宅生活相談係 03-3647-4308